



訪問介護のリアル ケアは、誰もが当事者

介護福祉士・ホームヘルパー国賠訴訟原告 伊藤みどり

2023/04/02 於：反貧困ネットワーク

自己紹介 & 国賠訴訟を提訴した理由

- 20代～ 工場労働者
- 理不尽なモダンタイムスの現場体験
- 女性労働問題をライフワークにする固い決意
- 1995年 女性による女性のための女性のユニオン結成（女性ユニオン東京結成）
- 2007年 NGO貧困女性・非正規雇用の中間的組織ーはたらく女性の全国センター設立
- 2011年 ホームヘルパー2級取得 登録パートタイムヘルパーとして働く
- 2018年 実務者研修、介護福祉士資格取得
- 2019年 藤原るかさん、佐藤昌子さんと一緒にホームヘルパー国賠訴訟 原告
- * 女性労働問題を専門としてきたものとしてスルー出来ない現実

2018年度改定 人手不足拡大 家事援助は 主婦でもできる発言

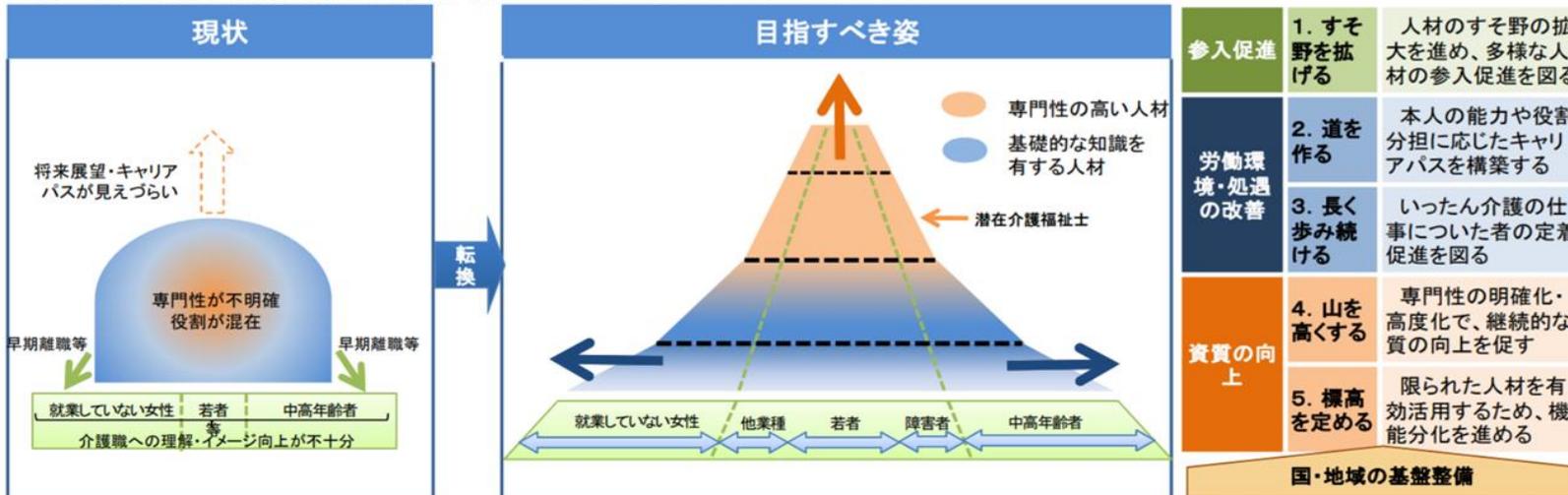
平成30年度介護報酬改定の概要 (生活援助の担い手の拡大)

○ 訪問介護について、介護福祉士等は身体介護を中心に担う(機能分化)とともに、生活援助については、人材確保の裾野を拡大するとともに、新研修を創設して質を担保する。

訪問介護

- 訪問介護事業所における更なる人材確保の必要性を踏まえ、介護福祉士等は身体介護を中心に担うこととし、生活援助中心型については、人材の裾野を広げて担い手を確保しつつ、質を確保するため、現在の訪問介護員の要件である130時間以上の研修は求めないが、生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修を修了した者が担うこととする。
- このため、新たに生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等に対応した研修課程を創設することとする。その際、研修のカリキュラムについては、初任者研修のカリキュラムも参考に、観察の視点や認知症高齢者に関する知識の習得を重点とする。(カリキュラムの具体的な内容は今年度中に決定する予定)
- なお、この場合、訪問介護事業所には多様な人材が入ることとなるが、引き続き、利用者の状態等に応じて、身体介護、生活援助を総合的に提供していくこととする。

(参考) 介護人材確保の目指す姿 ～「まんじゅう型」から「富士山型」へ～



<3年ごとの介護報酬改定が訪問介護労働を劣化させた。伊藤みどりのケース>

図1 2011年8月7日

8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
		待機時間(昼休み含む)			予防II		生2	生2	

日付	サービス名称	就労時間	内訳	賃金	合計
2011/8/7	予防II	13:00-14:00	1:00	1100	3383
	移動時間	14:00-14:06	0:06	83	
	生活2	14:15-15:15	1:00	1100	
	生活2	15:15-16:15	1:00	1100	

図2 2012年4月2日

8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
	生3	身1	予防2	待機時間(昼含む)		予防2	待機時間	ケア	

日付	サービス名称	就労時間	内訳	賃金	合計
2012/4/2	生活3	08:00-09:00	1:00	1100	5046
	移動時間	09:00-09:06	0:06	125	
	身体1	09:25-09:55	0:30	800	
	移動時間	09:55-09:56	0:01	21	
	予防I	10:00-11:00	1:00	1100	
	予防II	13:00-14:00	1:00	1100	
	ケア(非課税)	15:45-16:15	0:30	800	

図3 2013年2月6日

8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
	生3	身1	予防I	待機時間(昼休み含む)		身1生1		ケア	

日付	サービス名称	就労時間	内訳	賃金	合計
2013/2/6	生活3	08:00-09:00	1:00	1100	6326
	移動時間	09:00-09:06	0:06	125	
	身体1	09:25-09:55	0:30	800	
	移動時間	09:55-09:56	0:01	21	
	予防I	10:00-11:00	1:00	1100	
	身体1生活1	14:15-15:15	1:00	1350	
	移動時間	15:15-15:26	0:11	230	
	ケア(非課税)	15:45-16:45	1:00	1600	

図4 2014年5月4日

8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
	生3	待機	予防I	待機時間(昼休み含む)			予防I		

日付	サービス名称	就労時間	内訳	賃金	合計
2014/5/4	生活3	08:00-09:00	1:00	1100	3923
	移動時間	09:00-09:05	0:05	73	
	予防I	10:00-11:00	1:00	1100	
	予防I	14:30-16:00	1:30	1650	

図5 2015年4月13日

8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
	生3	生	予防	生3	待機(昼含む)				

日付	サービス名称	就労時間	内訳	賃金	合計
2015/4/13	生活3	08:00-09:00	1:00	1100	5164
	移動時間	09:00-09:05	0:05	75	
	生活2	9:15-10:00	0:45	825	
	移動時間	10:00-10:01	0:01	15	
	予防I	10:05-11:05	1:00	1100	
	移動時間	11:05-11:15	0:10	149	
	生活3	11:20-12:20	1:00	1100	
	身体1	14:30-15:00	0:30	800	

図6 2016年3月6日

8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
	生3	生3	予防II	生3					

日付	サービス名称	就労時間	内訳	賃金	合計
2016/3/6	生活3	08:00-09:00	1:00	1100	4659
	移動時間	09:00-09:06	0:06	91	
	生活3	09:15-10:15	1:00	1100	
	移動時間	10:15-10:16	0:01	16	
	予防II	10:20-11:20	1:00	1100	
	移動時間	11:20-11:30	0:10	152	
	生活3	11:40-12:40	1:00	1100	

図6 2017年5月10日

日付	サービス名称	就労時間	内訳	賃金	合計
2017/5/10	家事(非課税)	08:00-09:00	1:00	1350	7176
	移動時間	09:00-09:06	0:06	100	
	生活3	09:15-10:15	1:00	1100	
	移動時間	10:15-10:16	0:01	17	
	身体1生活1	10:25-11:25	1:00	1350	
	家事(非課税)	13:15-13:45	0:30	675	
	生活3	13:45-14:45	1:00	1100	
	移動時間	14:45-14:53	0:08	134	
	身体1生活1	15:00-16:00	1:00	1350	

図7 2018年5月23日

日付	サービス名称	就労時間	内訳	賃金	合計
2018/5/23	生活3	08:00-09:00	1:00	1100	5651
	移動時間	09:00-09:09	0:09	150	
	生活3	9:45-10:45	1:00	1100	
	移動時間	10:45-10:49	0:04	57	
	生活2	11:00-11:30	0:30	550	
	身体1生活1	14:30-15:30	1:00	1350	
	移動時間	15:30-15:44	0:14	234	
	訪問独白	16:00-17:00	1:00	1100	

図8 2019年5月29日

日付	サービス名称	就労時間	内訳	賃金	合計
2019/5/29	生活3	08:00-09:00	1:00	1100	3250
	身体1生活1	14:30-15:30	1:00	1350	
	身体1	17:15-17:45	0:30	800	

図9 2020年5月13日

日付	サービス名称	就労時間	内訳	賃金	合計
2020/5/13	身体1	08:30-09:00	1:00	800	5308
	移動時間	09:00-09:01	0:01	34	
	訪問独白	10:00-11:00	1:00	1100	
	移動時間	11:00-11:08	0:08	136	
	市独白	11:30-12:00	0:30	550	
	身体1生活1	14:30-15:30	1:00	1350	
	移動時間	15:30-15:44	0:14	238	
	訪問独白	16:00-17:00	1:00	1100	

図10 2021年5月26日

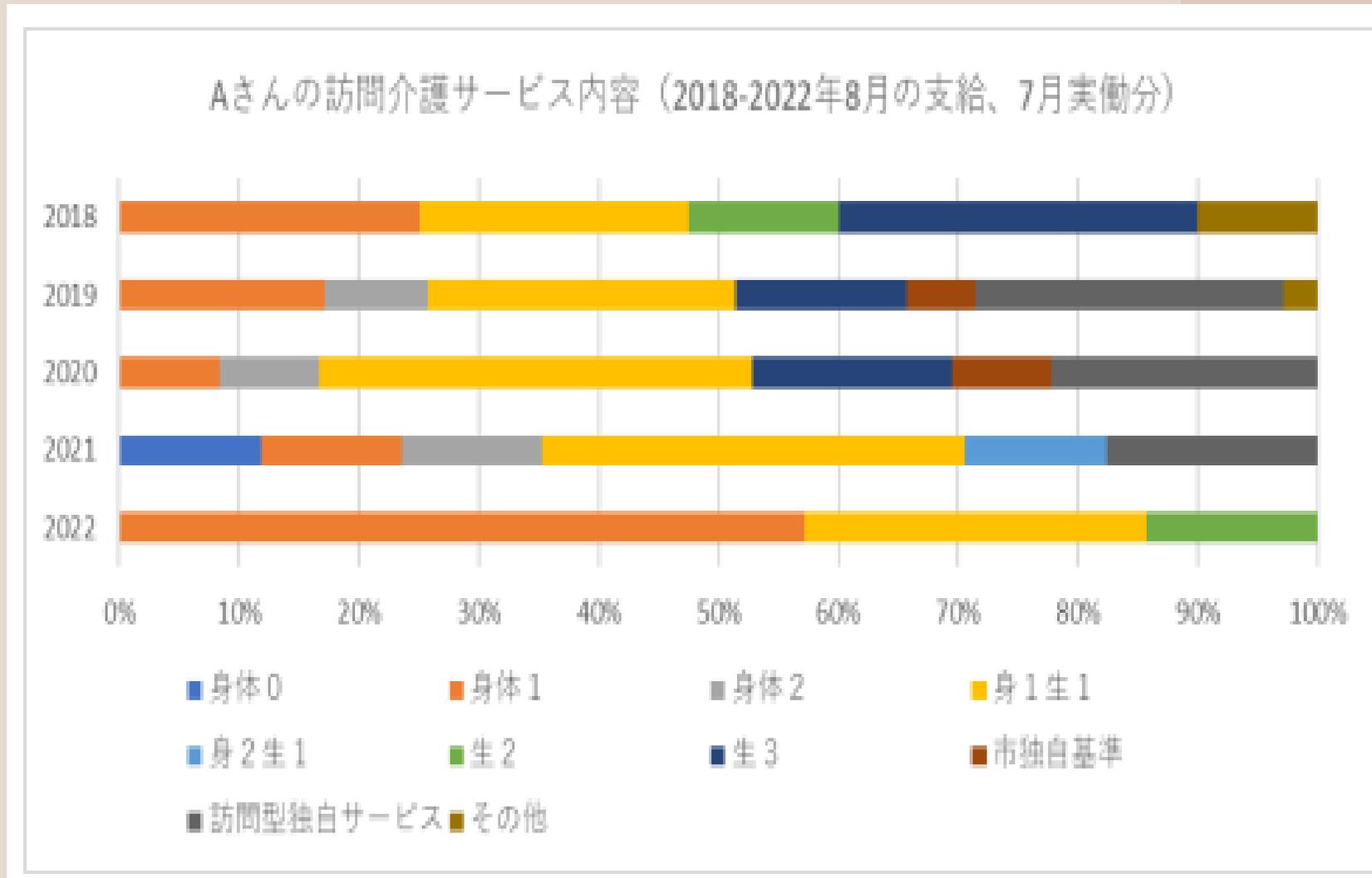
日付	サービス名称	就労時間	内訳	賃金	合計
2021/5/26	身体01	08:50-9:10	0:20	534	4856
	移動時間	9:10-09:12	0:02	34	
	身体2	9:30-10:30	1:00	1600	
	身体1生活1	14:30-15:30	1:00	1350	
	移動時間	15:30-15:44	0:14	238	
	訪問独白	16:00-17:00	1:00	1100	

図11 2022年7月7日

日付	サービス名称	就労時間	内訳	賃金	合計
2022/7/7	身体1	09:15-09:45	0:30	800	5682
	身体1	12:45-13:15	0:30	800	
	移動時間	13:15-13:31	0:16	278	
	身体1生活1	14:00-15:00	1:00	1350	
	移動時間	15:00-15:04	0:04	70	
	身体1生活1	15:10-16:10	1:00	1350	
	移動時間	16:10-16:12	0:12	209	
	生活2	16:20-17:05	0:45	825	

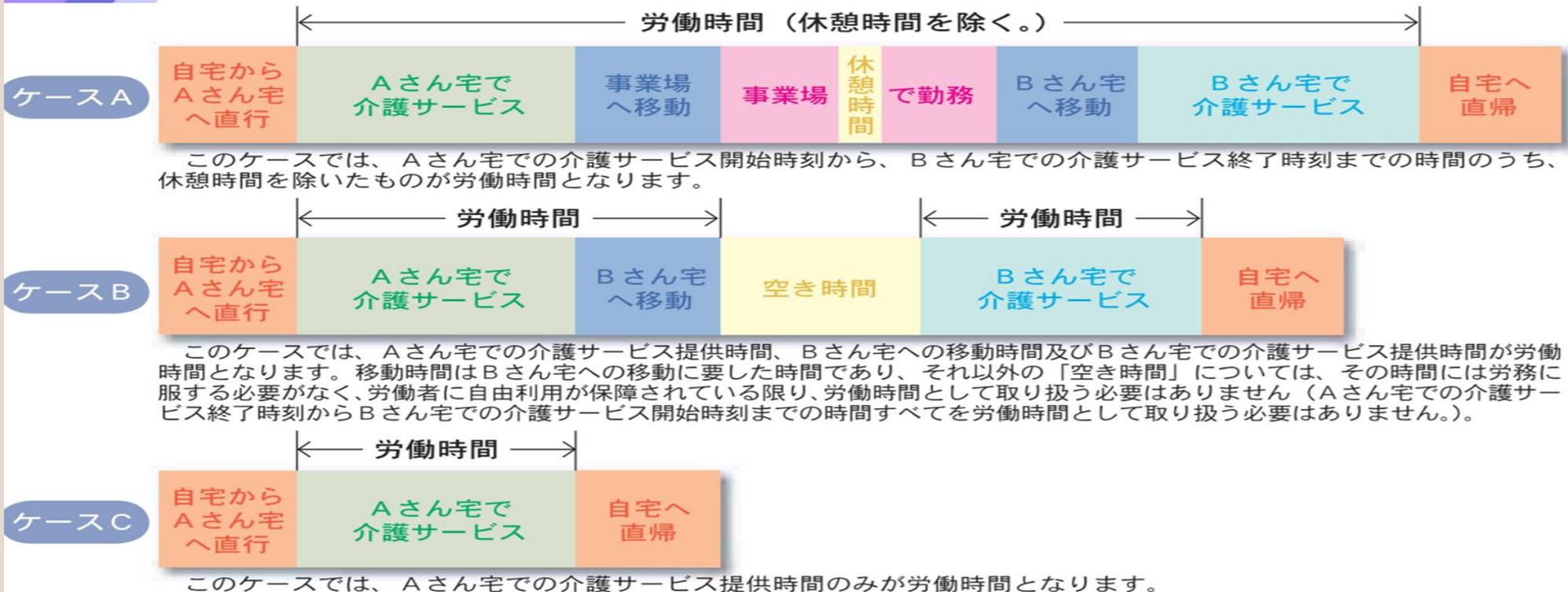
訪問介護のリアル③

2018年～2022年のサービス内容の変化
小谷幸 作成



裁判で訴えたこと 人手不足は国の責任 労基法違反は介護保険制度の欠陥が生み出している

介護保険と労働基準法の整合性について 労働時間の捉え方



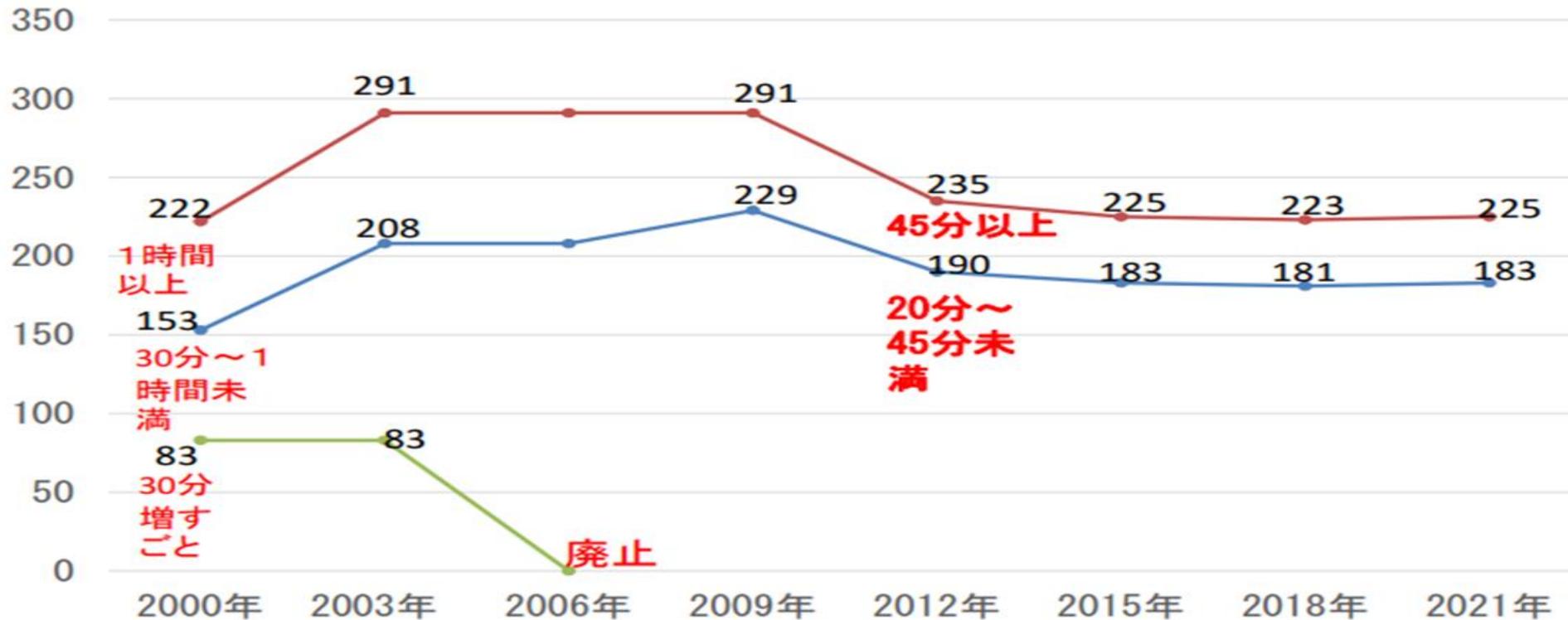
低迷するホームヘルパーの介護報酬

身体介護中心型の介護報酬の推移 (単位)



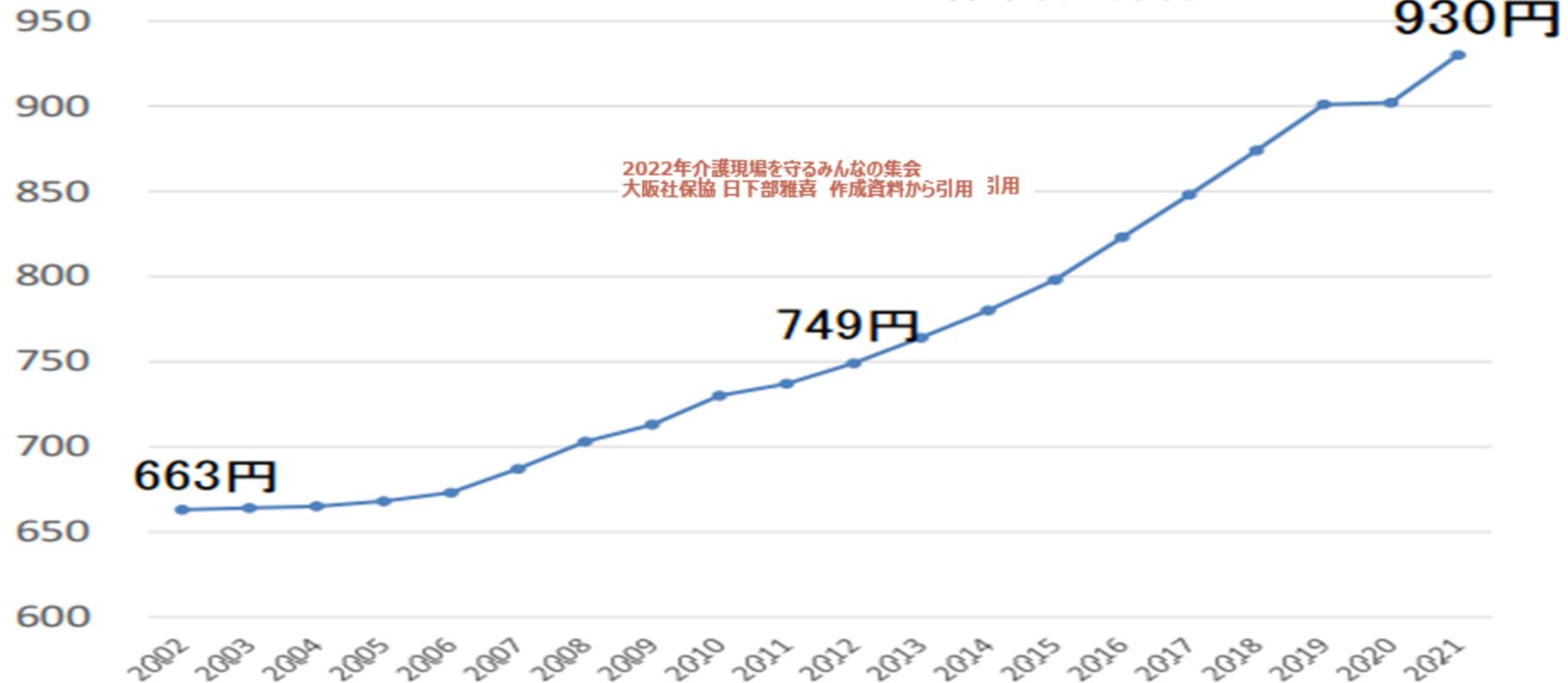
低迷するホームヘルパーの介護報酬

生活援助中心型の介護報酬の推移(単位)



最低賃金額は1.4倍に

全国加重平均の最低賃金額 時間額（円）



介護職の賃上げは利用者負担に転嫁されている

10月から介護報酬に
国庫負担は4分の1に

2月～
9月

介護職員処遇改善支援補助金

国庫補助 10 / 10 999.7 億円

(利用者負担は無し)

介護報酬の「新たな処遇改善加算」

10月
～

国庫負担
25%
153 億円

都道府 12.5%
市町村 12.5%

介護保険料

40～64歳
27%

65歳以上
23%

(利用者負担は1割～3割)

継母のグループホームの値上げ

介護報酬改定に関するお知らせ

皆様 皆様方におかれましては、平素より弊社並びに弊社子会社の介護サービスに格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ではございますが、本年10月1日に介護報酬の改定（加算の創設）が行われることとなりました。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、下記をご高覧いただき、改定の内容および加算額について、ご確認くださいませようお願いいたします。

◎ 創設される加算 について

名称	介護職員等ベースアップ等支援加算
内容	令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ危機・新時代開拓のための経済対策」に基づき、介護職員等に対し、3%程度の収入を引き上げる措置を講じるもの。

◎ 加算算定によるご利用料金への影響 について

※10月ご利用分より、毎月のご利用単位数に、以下加算率で計算された単位数が上乗せされます。

サービス名	加算率	サービス名	加算率
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	2.3%	認知症対応型通所介護 (共同型デイサービス)	2.3%
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	1.5%	通所介護 (デイサービス)	1.1%
小規模多機能型居宅介護	1.7%		

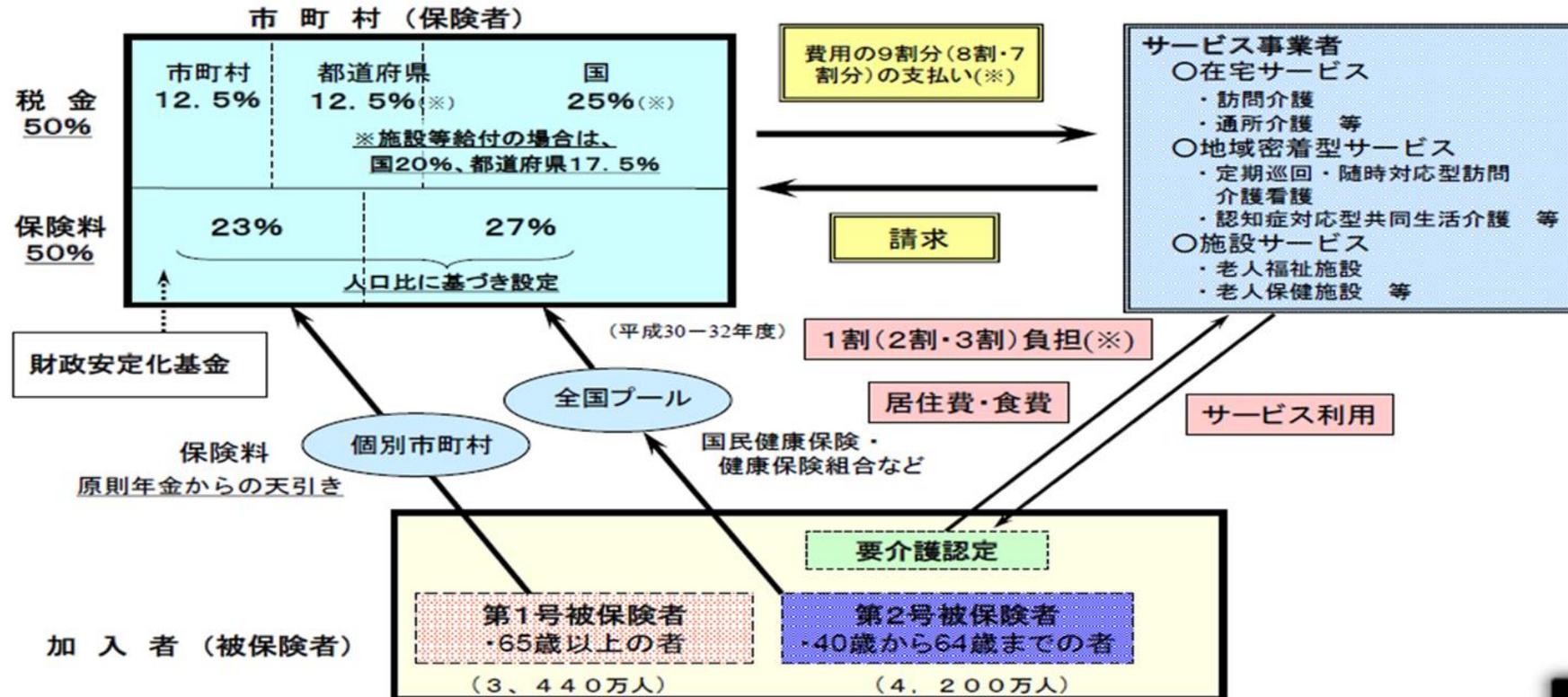
以上、随時ではございますが、今般実施される介護報酬改定についてお知らせいたしました。この件につきましてご不明な点等ございます場合には、事業所までお問い合わせください。

役員



誰もが当事者として考えて欲しい介護保険

介護保険制度の仕組み



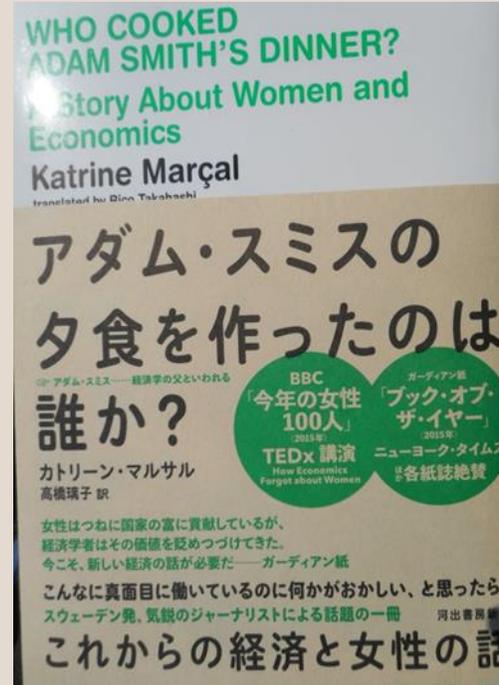
(注) 第1号被保険者の数は、「平成28年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成28年度末現在の数である。
 第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成28年度内の月平均値である。
 (※) 一定以上所得者については、費用の2割負担(平成27年8月施行)又は3割負担(平成30年8月施行)。

東
東
詳

気分を変えて お勧め本の紹介

● ケアを社会の柱に

- ★ フォルブスの寓話 3つの社会
 - ① 走れるものは、全力で走れ
 - 自分では働けない、働けない人を助ける人は脱落する
 - ② 性別役割分業
 - 男性中心社会、女性も男性並みに働く社会
 - ケアが必要な人のケアを特定の人に押し付ける
 - ③ 共にケアする、ケアとともに生きる
 - 全員が亀の歩みでも走る 全員が走れない人のケアをする
 - 走らない選択肢もある社会
-
- GDPに再生産労働 育児、介護 家事がなぜ含まれないのか？
 - 標準労働とはなにか、ケアレスマンモデルは人間のはたらくを変えた



ご清聴ありがとうございました。

ホームヘルパー 国家賠償訴訟



事業者責任にして逃げる国を許さない！
移動・待機・キャンセルは賃労働です。
「労働基準法」も守れない「介護保険」
は違法!!

ホームページ about us アイデア掲載情報 裁判記録 お問い合わせ

東京高裁 控訴審

5月31日 第2回 15時 515号法廷

